

令和4年度 第2回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉専門分科会  
議事録

日時：令和4年12月26日（月）15：30～17：00

場所：尼崎市立身体障害者福祉会館「大ホール」

1 開 会

- ・ 事務局より、感染症拡大防止の取組についての説明
- ・ 事務局より、情報支援（手話通訳者・要約筆記者の設置）についての説明
- ・ 事務局より、委員変更についての報告

2 委員の定足数の確認

- ・ 出席委員11名

3 議 事

- ・ 事務局より、配付資料の確認

(1) 新評価・管理シート（令和3年度決算分※イメージ案）について

- ・ 事務局より資料1で説明

(質疑応答)

委員：参考資料2の「令和4年度事務事業シート（令和3年度決算）」で、他にもたくさん事業があるということだが、市民が希望すれば閲覧できるのか。

事務局：事務事業シートを作る対象事業も、各市に裁量が委ねられており、本市では主に国の法定事業でないものに絞って作成している。そのため、作成している事務事業以外にも多く事業はあるが、毎年9月・10月くらいに確定し、市のホームページにて公表させていただいている。なお、施策評価表等もホームページに掲載している。こちらの施策評価表と事務事業シートは、決算議会の参考資料として議員にもお配りし、市の施策の議論をする際に活用させていただいている。

会長：他に無ければ、次の説明をお願いします。

(1) 新評価・管理シート（令和3年度決算分※イメージ案）について

- ・ 事務局より資料2で説明

(質疑応答)

委員：資料2「尼崎市障害者計画・障害福祉計画評価・管理シート令和4年度（令和3年度決算）（※イメージ案）」5ページ「(2) 精神保健に対する施策のD o（成果）の③にある『ゲートキーパー』など馴染みのない用語が出てきたときに、別枠での説明等を入れることは可能か。

事務局：そのような視点が無かったので、レイアウトも含め掲載の仕方等も検討したいと考える。

委員：資料2「尼崎市障害者計画・障害福祉計画評価・管理シート令和4年度（令和3年度決算）（※イメージ案）」5ページ（2）精神保健に対する施策のAct（今後の取組）②にある、『プロポーザル』とはどういう意味か。

事務局：市役所での契約事務は主に入札にて業者を決定するが、提示金額のみでの評価をし難い事業の場合、応募事業者を募り、優良な提案をした事業者に決定する方式をプロポーザル方式という。

会長：他にないようなので、次の説明をお願いします。

（1）新評価・管理シート（令和3年度決算分※イメージ案）について

- ・ 事務局より資料3、参考資料1、2で説明

（質疑応答）

委員：参考資料2の「令和4年度事務事業シート（令和3年度決算）」をホームページで確認するには、資料3「尼崎市障害者計画関連事業等一覧（※事務局抽出）」の右端にある『担当所属』のページを検索すればいいのか。

事務局：市ホームページにて『事務事業シート』と検索すると、参考資料1「令和4年度施策評価結果（令和3年度決算）※抜粋版」の「5施策別の評価」にある01から13の施策単位で事務事業シートが公表されている。市全体の政策や事業は総合政策局の政策推進課が取りまとめ、ホームページに掲載する流れになっている。

委員：私ども団体は精神障害の人をもつ家族の団体なので、中高年のひきこもりに関する事業に関しての動向を注視している。資料3「尼崎市障害福祉計画関連事業等一覧（※事務局抽出）」の3ページ、「基本施策1：保健・医療」の「（2）精神保健に対する施策、①医療・相談支援の充実」の中の「ひきこもり等支援事業」の事業概要で『ひきこもり等で支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援を行い、必要な支援につなぐ』、右の「取組（事業）成果」には『ひきこもり等により自ら相談に来ることが困難な人への支援を実施するため、ユース相談支援事業の取組や当事者への聞き取り』とあり、これは「いくしあ」の29歳までを対象とした事業だと思うが、その次の『中高年層を含めた支援体制として、ひきこもり等支援事業の制度設計を行った。』という一文に関しては、前回の会議で地域福祉計画の担当課に話を伺い、ひきこもり支援に予算がついたこと、その後プロポーザルにより事業者が決定したことを確認したが、具体的な話が調べてもわからない。

事務局：現在、資料3「尼崎市障害福祉計画関連事業等一覧（※事務局抽出）」の3ページの『ひきこもり等支援事業』の部分を見ていただいていると思うが、この表の右から3列目に『05-2-①（地域福祉）』とあり、この数字の見方としては「尼崎市総合計画」の5番、地域福祉の施策に関連する事業となる。所管課は南北福祉相談支援課であり、「地域福祉計画」に位置づけられた取組である。しかしながら、中高年のひきこもりの方の中には、おっしゃるとおり精神疾患の方もいらっしゃる想定できるため、「尼崎市障害者計画」でお伝えしている理解・知識の普及の取組に関与すると判断し、事務局で表に記載させていただいた。

「ひきこもり等支援事業」は、今年度開始された事業であり対外的には活発に、活動的に実施されているというところまでは、受け取っていただけていない状況だと感じる。「いくしあ」の「ユース相談支援事業」とのすみわけや整理をしてきたという点が今年度の成果となっているので、これからの事業だと思う。

同じように、同資料同ページの「取組（事業）成果」の一番下に自殺リスク対応に関するゲートキーパー研修について記載されているが、表を横に見ていただいた右から3列目に「08」とある。「尼崎市総合計画」では8番の健康支援という施策で、主な計画として「第3次地域いきいき健康プランあまがさき」、担当課は疾病対策課である。このように一つの施策をとっても「尼崎市障害者計画」また「地域福祉計画」や「第3次地域いきいき健康プランあまがさき」等のさまざまな事業が関連するので、これを横串で「尼崎市障害者計画」の視点としてみた場合に何が関連するのかわからないのかを一覧で見える化し、イメージが付きやすいよう始めた取組になる。事業化されていない取組まで網羅するのは困難なため、関係所管課と照会を繰り返すことで、この計画に沿った取組に対し市全体がどう動いているか、皆さまと一緒に把握し進めていきたいというものである。

会長：他は無いようなので、次の説明をお願いします。

(1) 新評価・管理シート（令和3年度決算分※イメージ案）について

- ・ 事務局より資料4、参考資料1、2で説明

(質疑応答)

質疑応答なし

(2) 令和5年度主要事業（新規拡充事業）の調整状況について

- ・ 事務局より資料5で説明

(質疑応答)

委員：資料5「令和5年度主要事業の調整状況について（障害者施策関連抜粋）」のNo.52「障害者就労チャレンジ事業の廃止（障害者就労支援事業）」について、確かに就労系サービス事業所が大幅に増えているが、それによってこの障害者就労チャレンジ事業の希望者が少なくなってきたのかを聞きたい。人事部局で障害者雇用の取組が行われていると、先ほどの説明にもあったが、求めるレベルが高く感じる。

障害者就労チャレンジ事業には家族会の方も参加されており、重度の鬱であったが回復後2カ月間参加して、それをバネに就労移行支援事業所へ行ったと伺っている。存続してほしい事業なので団体か各家族会に聞き要望したい。

事務局：障害者就労チャレンジ事業は平成21年より開始した事業であり、当時は一般就労に向けての支援や就労体験実習のできる場が少なく、市として障害のある人が一般就労に向けてステップアップするために何か寄与できないかということで始めたのが成り立ちである。

ニーズの部分の感じ方は様々であると思う。ここ数年の応募動機は「長期間就労していない方」や「意欲喚起的な形で試してみたい」との理由が多い。しかし雇用期間が短いため、障害者就労チャレンジ事業終了後は一般就労ではなく、就労継続支援B型事業所等へ戻られるパターンが多かった。事業の目的とは少しズレが生じてきていること、また、障害者就労チャレンジ事業は最低賃金の単価をお支払いしてきたが、そのまま次に就労継続支援B型等へ行くと賃金単価が違う。1～2カ月ではあるが、まとまったお金を手にした場合の支援のつなぎ方の部分にもかなり課題が生まれたと捉えている。

今般、人事部局で取り組んでいる事業は、確かにレベルが高い等感じる部分はあるかもしれない

が、最低賃金ではなく通常の賃金単価で雇用している。障害者就労チャレンジ事業を利用されている方に近い方が活躍している背景がある中、内容についても類似点があるということで、今回一定の事業整理をさせていただいたというところである。

委員：資料5「(未定稿)令和5年度主要事業の調整状況について(障害者施策関連抜粋)」のNo.59「常時在宅人工呼吸器非常用外部バッテリー整備事業」について④実施内容(新規)の部分に『(購入補助限度額7万円)』とあるが、バッテリーは7万円で購入できるのか。

事務局：この事業を設計する際に調査したところ、概ね今お使いになられている人工呼吸器の外部バッテリーとして購入いただく上では十分であると判断している。汎用的なキャンプ等で使用するバッテリーは10万円を超えるが、直接医療器具をつなぐことが好ましくないとされる物もあったので、使用されている人工呼吸器の純正バッテリーを1つ買い足すために使っていただくことを想定した。純正バッテリーで7万円を超えるものは少なく、大方7万円で購入いただけるはずと考えている。

購入補助限度額である(6万3千円や)7万円(生活保護及び非課税世帯)をはじめにお渡しするのではなく、製品の購入希望があった際に窓口へ相談いただき、業者と個人が直接やりとりをして申請する。購入に係る費用の負担は1割で、残り9割を業者から市へ請求する(生活保護及び非課税世帯は7万まで全額助成)。障害者(児)日常生活用具給付(貸与)事業のスキームと同じようなイメージで考えている。

委員：他の委員もおっしゃっていたが、52番の「障害者就労チャレンジ事業の廃止」に関して、難病患者の中でも就労したいと考えていらっしゃる方は多い。廃止ではなく発展、広げることができないのか等、違う形で取組を継続していくことを考えてもらえるとありがたい。

事務局：障害者就労チャレンジ事業は平成30年に雇用枠を増員すること、専門の指導員を配置することを目的とし1度拡充しているが、実績の部分が少なくなったということもあり、今回事業を見直させていただいた。この事業としては収束するが、先ほどおっしゃったように違った形での支援や課題、ニーズが生まれてきた時に、就労支援の中で新たに組み入れるものがあるのかどうか、事業を継続するという視点だけではなく、やはり効果的に支援するための見直し、拡充というところは、引き続き皆さまからご意見をいただき施策を展開していきたいと考える。貴重なご意見に感謝する。

### 3. その他

- ・事務局より尼崎市障害福祉計画の改定について資料6で説明

(質疑応答)

質疑応答なし

### 5 閉会

以上